

議 案 第 48 号

松戸市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成24年12月4日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による都市公園法の改正に伴い、都市公園の配置及び規模に関する基準並びに公園施設の設置基準を定めるため。

松戸市都市公園条例の一部を改正する条例

松戸市都市公園条例（昭和34年松戸市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「都市公園（以下「公園」という。）の管理」を「都市公園の設置及び管理」に改める。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公園 法第2条第1項に規定する都市公園で本市が設置するものをいう。
- (2) 公園施設 法第2条第2項に規定する公園施設をいう。

第2条の次に次の4条を加える。

（公園の設置基準）

第2条の2 法第3条第1項の規定により条例で定める基準は、次条及び第2条の4に定めるところによる。

（住民1人当たりの公園の敷地面積の標準）

第2条の3 本市の区域内に設置する公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市街地に設置する公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

（公園の配置及び規模の基準）

第2条の4 次に掲げる公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて本市における公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は0.25ヘクタールを標準として定めること。

- (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。
 - (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。
 - (4) 主として本市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園及び主として運動の用に供することを目的とする公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。
- 2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする公園等、前項各号に掲げる公園以外の公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第2条の5 法第4条第1項本文の規定により条例で定める割合は、100分の2とする。

- 2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 3 令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の20を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超

えることができることとする。

4 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

5 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の2を限度として同項本文又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

第17条中「第3条」を「第2条の5」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。